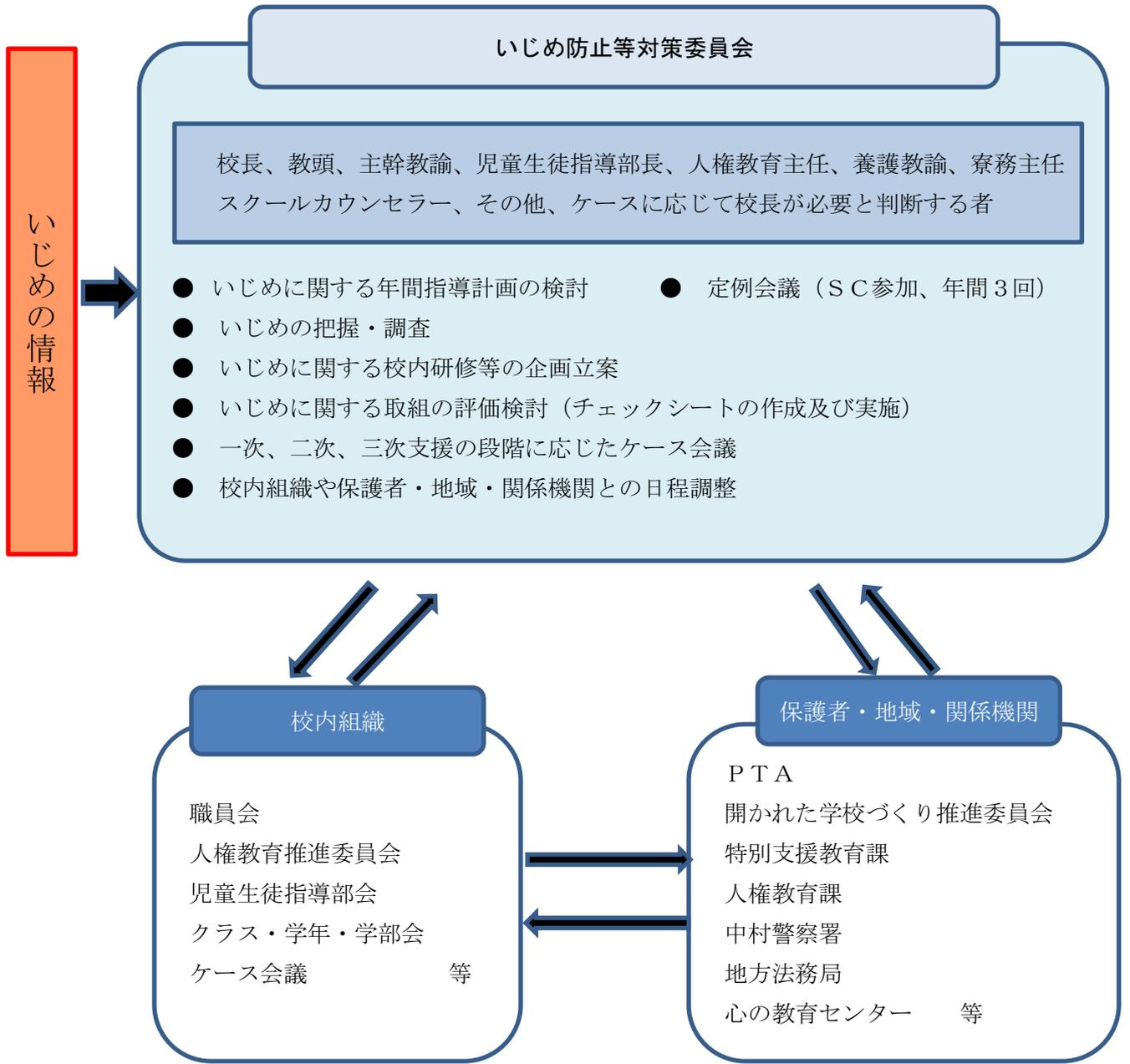


## いじめ防止等対策委員会の組織図



## 重大事態対策委員会

「いじめ防止等対策委員会」を母体とし、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成する。